

資産運用に関する規制動向

TOPICS 01

金融庁 2026 事務年度金融行政方針を公表

- 2026 年 9 月 15 日、金融庁は、2026 事務年度の金融行政における重点課題および金融行政に取り組む上での方針を、「2026 事務年度金融行政方針」として策定し、公表した。
- 2026 事務年度 金融行政方針 主なポイント：
 - ①金融戦略に掲げられた施策の着実な具体化・実行
 - ②個別金融機関と金融システム全体を捉えたモニタリングの高度化
 - ③金融機関のガバナンスの確保
 - ④金融犯罪・自然災害への対応
 - ⑤資本市場の信頼確保
 - ⑥AI による業務改革と人材・組織の強化を通じた金融行政の更なる進化

TOPICS 02

金融庁「成長投資を促進するための金融戦略－資産運用立国のアップグレード－」を公表

- 2026 年 7 月 21 日、内閣が掲げる「強い経済」を実現するために「資産運用立国」の取組を更に発展させ、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーン機能強化を実現させるため、政府は、「成長投資を促進するための金融戦略－資産運用立国のアップグレード－」を策定し、同年 9 月 15 日、金融庁が公表した。
- 主な戦略：
 - ①金融機関・市場の機能強化（銀行等の資金供給・成長支援機能の強化 等）
 - ②企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等
 - ③国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備（資産運用サービスの高度化 等）
 - ④金融システムを支えるインフラへの投資（AI 時代を見据えたオンチェーン金融イニシアティブ 等）

TOPICS 03

SEC「Regulation Crypto Assets」を公表

- 2026 年 8 月 18 日、SEC は、「Regulation Crypto Assets」を公表した。投資家保護を維持しながら、暗号資産市場における資本調達とイノベーションを促進する枠組みで、60 日間の意見公募を経て最終決定される。
- 主な規則案：
 - ・1933 年証券法の登録要件に関する 2 種類の免除（いずれの場合も、一定の情報開示が必要）
 - ・一定条件を満たす場合には、暗号資産を「投資契約」に該当しないものとして扱う条件付きセーフハーバーを設ける 等

（出所）「2026 事務年度金融行政方針について：金融庁」、[「成長投資を促進するための金融戦略－資産運用立国のアップグレード－」について：金融庁](https://www.fsa.go.jp/)（<https://www.fsa.go.jp/>）、「SEC.gov | SEC Proposes New Regulation Crypto Assets」（<https://www.sec.gov/>）

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026 年 9 月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価値証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商 号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 373 号

加入協会：一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会